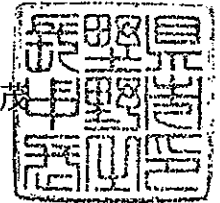


30 第 6535 号  
平成 31 年 2 月 22 日

中野市環境審議会  
会長 清野 信之 様

中野市長 池 田 茂



中野市一般廃棄物処理手数料について

中野市環境審議会条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、下記のとおり審議会の意見を求めます。

記

1 中野市一般廃棄物の処理手数料のうち、し尿及び家庭雑排水汚泥について

(1) 料金改定内容 別表(案)のとおり

(別表)

し尿料金(案)

(単位:円)

種別	区分		手数料
し尿 (1回につき)	基本料金	180リットル以下	1,670
	超過料金	180リットルを超える場合は、その 超える18リットル(18リットル未 満の端数は、18リットルとする。) ごとに	167
	特別加算料金	清掃車が使用するくみ取りホース の長さが40メートルを超えるくみ 取りを行う場合	100

家庭雑排水汚泥処理手数料(案)

(単位:円)

種別	区分		手数料
家庭雑排水汚泥 (1回につき)	基本料金	100リットル未満	1,356
		100リットル以上150リットル未満	1,770
		150リットル以上200リットル未満	2,173
		200リットル以上250リットル以下	2,576
	超過料金	250リットルを超える場合は、その 超える50リットル(50リットル未 満の端数は、50リットルとする。) ごとに	404

し尿料金（現行）

（単位：円）

種別	区分		手数料
し尿 （1回につき）	基本料金	180リットル以下	1,570
	超過料金	180リットルを超える場合は、その 超える18リットル（18リットル未 満の端数は、18リットルとする。） ごとに	157
	特別加算料金	清掃車が使用するくみ取りホース の長さが40メートルを超えるくみ 取りを行う場合	100

家庭雑排水汚泥処理手数料（現行）

（単位：円）

種別	区分		手数料
家庭雑排水汚泥 （1回につき）	基本料金	100リットル未満	1,210
		100リットル以上150リットル未満	1,580
		150リットル以上200リットル未満	1,940
		200リットル以上250リットル以下	2,300
	超過料金	250リットルを超える場合は、その 超える50リットル（50リットル未 満の端数は、50リットルとする。） ごとに	360

